

【資料 1】

鹿児島県内水面
漁場管理委員会資料
令和 7 年 12 月 5 日

【議題 1】

鹿児島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

水 振 第 5 2 2 号
令和 7 年 12 月 5 日
(水産振興課扱い)

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 様

鹿児島県知事

鹿児島県漁業調整規則の一部改正について(諮問)

このことについて、別紙のとおり改正したいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第5項及び第119条第8項並びに水産資源保護法第4条第7項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

鹿児島県漁業調整規則の一部改正について

1 改正の理由

鹿児島県漁業調整規則（令和 2 年鹿児島県規則第 52 号。以下「規則」という。）の規定により，漁業許可等の許可証については携帯の義務があるが，一定の大きさの許可証を携帯することによる操業の不便が生じている。

許可証を小型化し利便性を向上させるため，許可証への記載事項が電磁的方法により記録され電子計算機等を用いて表示されるときは，当該記録をもって許可証への記載に代えることができるよう所要の改正をする。

2 改正内容

（1）規則第 24 条

許可証への記載事項が電磁的方法により記録され電子計算機等を用いて表示されるときは，当該記録をもって許可証への記載に代えることができる規定を追加する。

（2）規則第 32 条及び第 48 条

規則第 24 条を準用する規定を追加する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 経過措置

必要なし。

理由：許可証への記載を電磁的記録に代える規定を追加するものであり，公布の日から施行して支障はないため。

5 その他の改正（読点表記の改正）

当県公文書の読点の表記を「，」から「、」に変更することに伴い，当県条例，規則等の読点についても同様に，「、」を導入する。

導入に当たっては，当県法制担当課において，条例，規則等の一括改正を行う。

鹿児島県漁業調整規則についても「鹿児島県規則の読点の表記を改める規則の制定により令和 8 年 4 月 1 日から読点の表記を「，」から「、」に改める。

※ 漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障について

今後、鹿児島海区漁業調整委員会、熊毛海区漁業調整委員会、奄美大島海区漁業調整委員会、鹿児島県内水面漁場管理委員会を開催し、本改正について諮問を行う予定である。

現時点では、漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障はないものと判断している。

鹿児島県漁業調整規則（令和2年鹿児島県規則第52号）新旧対照表
（令和2年規則第52号）

改正案	現行	備考
鹿児島県漁業調整規則 令和2年10月30日 規則第52号 （許可証の交付） 第24条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。 （1） 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地） （2） 漁業種類 （3） 操業区域及び漁業時期 （4） 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数	鹿児島県漁業調整規則 令和2年10月30日 規則第52号 （許可証の交付） 第24条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。 （1） 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地） （2） 漁業種類 （3） 操業区域及び漁業時期 （4） 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数	このページ改正なし

（令和2年規則第52号）

改正案	現行	備考
並びに推進機関の種類及び馬力数 （5） 許可の有効期間 （6） 条件 （7） その他参考となるべき事項 <u>2 前項各号に掲げる事項が、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって同項の許可証への記載に代えることができる。</u> （内水面における水産動植物の採捕の許可） 第32条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁	並びに推進機関の種類及び馬力数 （5） 許可の有効期間 （6） 条件 （7） その他参考となるべき事項 （追加） （内水面における水産動植物の採捕の許可） 第32条 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁	改正理由：許可証における記載事項が電磁的方法により記録され、電子計算機等を用いて表示されることで当該事項の記載に代えることができるように改正する。 施行期日：公布の日

(令和2年規則第52号)

改正案	現行	備考
法ごとに知事の許可を受けなければならない。 (1) やな (2) えり (3) うけぜき (4) 魚ぜき (5) しばづけ (6) 刺し網（次号に掲げる固定式刺し網を除く。） (7) 固定式刺し網(建網, 建干網及びす建網をいう。) (8) ふくろ網 (9) 地びき網 (10) 瀬張網 2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。 (1) 第4条第1項の許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合 (2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの	法ごとに知事の許可を受けなければならない。 (1) やな (2) えり (3) うけぜき (4) 魚ぜき (5) しばづけ (6) 刺し網（次号に掲げる固定式刺し網を除く。） (7) 固定式刺し網(建網, 建干網及びす建網をいう。) (8) ふくろ網 (9) 地びき網 (10) 瀬張網 2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。 (1) 第4条第1項の許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合 (2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの	このページ改正なし

3/12

(令和2年規則第52号)

改正案	現行	備考
権利に基づいて採捕する場合 (3) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合 3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 採捕の種類 (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類 (4) 漁具の数及び規模 (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数 (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所	権利に基づいて採捕する場合 (3) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合 3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 採捕の種類 (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類 (4) 漁具の数及び規模 (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数 (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所	このページ改正なし

4/12

(令和2年規則第52号)

改正案	現行	備考
(7) その他参考となるべき事項 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。 (1) 申請者が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合 (2) 漁業調整のため必要があると認める場合 5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。 6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。 7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた	(7) その他参考となるべき事項 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。 (1) 申請者が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合 (2) 漁業調整のため必要があると認める場合 5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。 6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。 7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた	このページ改正なし

5/12

(令和2年規則第52号)

改正案	現行	備考
日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。 8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。 9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。 (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地） (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所	日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。 8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。 9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。 (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地） (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所	このページ改正なし

6/12

(令和2年規則第52号)

改正案	現行	備考
(3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号 (4) 許可の有効期間 (5) 条件 (6) その他参考となるべき事項 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。	(3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号 (4) 許可の有効期間 (5) 条件 (6) その他参考となるべき事項 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。	このページ改正なし

7/12

(令和2年規則第52号)

改正案	現行	備考
12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。 13 第8条第2項、第9条第2項及び第3項、第13条、第20条第3項、第22条、第23条、 <u>第24条第2項並びに</u> 第26条から第30条までの規定は、採捕の許可について準用する。 (試験研究等の適用除外) 第48条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関	12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。 13 第8条第2項、第9条第2項及び第3項、第13条、第20条第3項、第22条、第23条_____並びに第26条から第30条までの規定は、採捕の許可について準用する。 (試験研究等の適用除外) 第48条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関	改正理由：採捕の許可に係る許可証についても、許可証における記載事項を電磁的方法により記録することに代えることができるよう、第24条第2項を準用する。 施行期日：公布の日

8/12

(令和2年規則第52号)

改正案	現行	備考
する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。	する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。	このページ改正なし
2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。	2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。	
(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
(2) 目的	(2) 目的	
(3) 適用除外の許可を必要とする事項	(3) 適用除外の許可を必要とする事項	
(4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名	(4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名	
(5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）	(5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）	

9/12

(令和2年規則第52号)

改正案	現行	備考
(6) 採捕の期間及び区域	(6) 採捕の期間及び区域	このページ改正なし
(7) 使用する漁具及び漁法	(7) 使用する漁具及び漁法	
(8) 採捕に従事する者の氏名及び住所	(8) 採捕に従事する者の氏名及び住所	
3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。	3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。	
(1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	(1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
(2) 適用除外の事項	(2) 適用除外の事項	
(3) 採捕する水産動植物の種類及び数量	(3) 採捕する水産動植物の種類及び数量	
(4) 採捕の期間及び区域	(4) 採捕の期間及び区域	
(5) 使用する漁具及び漁法	(5) 使用する漁具及び漁法	
(6) 採捕に従事する者の氏名及び住所	(6) 採捕に従事する者の氏名及び住所	
(7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数	(7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数	

10/12

(令和2年規則第52号)

改正案	現行	備考
(8) 許可の有効期間 (9) 条件 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。 6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項を変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。 7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。 8 <u>第24条第2項の規定は第1項又は第6項の規定による許可について、第25条、第28条及び第30条の規定</u>	(8) 許可の有効期間 (9) 条件 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。 6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項を変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。 7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。 8 <u>第25条</u> _____, 第28条及び第30条の規定	改正理由 : 試験研究等の許可に係る許可証につい

11/12

(令和2年規則第52号)

改正案	現行	備考
は <u>第1項</u> 又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。 9 前項において準用する第28条の規定により許可証の再交付の申請があったときは、知事は、遅滞なく許可証を再交付する。	は、 <u>第1項</u> 又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。 9 前項において準用する第28条の規定により許可証の再交付の申請があったときは、知事は、遅滞なく許可証を再交付する。	でも、許可証における記載事項を電磁的方法により記録することに代えることができるよう、第24条第2項を準用する。 施行期日：公布の日

12/12

鹿児島県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する

令	和			年			月			日
---	---	--	--	---	--	--	---	--	--	---

鹿	児	島	県	知	事			塩	田	康	一
---	---	---	---	---	---	--	--	---	---	---	---

鹿兒島県規則第 号

鹿児島県漁業調整規則の一部を改正する規則

鹿児島県漁業調整規則（令和2年鹿児島県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第24条に次の1項を加える。

2	前項各号に掲げる事項が、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって同項の許可証への記載に代えることができる。
---	---

第32条第13項中「第23条」の次に「，第24条第2項」を加える。

[illegible]

附	則
---	---

この規則は、公布の日から施行する。

注一 公布文は二字目から、二行目以後は一字目から書くこと。

三 条例・規則・訓令・告示の番号は、一字目から書くこと。

五 制定文は二字目から、二行目以後は一字目から書くこと。

七 条及び項は一字目から書き、法文との間は一字空け、二行目以後は二字目から書くこと。

九 附則は四字目に「附」の字を、六字目に「則」の字を書くこと。

二 公布年月日は、三字目から書くこと。

四 題名は四字目から、二行目以後も四字目から書くこと。
六 見出しは三字目から、二行目以後は二字目から書き、かつ、その前後を括弧で囲むこと。
八 号は二字目から書き、法文との間は一文字空け、二行目以後は三字目から書くこと。

注一 公布文は二丁目から、二行目以後は一字目から書くこと。

三 条例・規則・訓令・告示の番号は、一字目から書くこと。

五 制定文は二丁目から、二行目以後は一字目から書くこと。

七 条及び項は一字目から書き、法文との間は一字目から書くこと。

九 附則は四字目に「附」の字を、六字目に「則」の字を書くこと。

鹿児島県規則の読点の表記を改める規則をここに公布する。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 号

鹿児島県規則の読点の表記を改める規則

この規則の施行の際現は公布されている鹿児島県規則において読点として表記する「、」を「、」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

二 公布年月日は、三字目から書くこと。

四 題名は四字目から、一行目以後も四字目から書くこと。

六 見出しは三字目から、二行目以後は二字目から書き、かつ、その前後を括弧で囲むこと。

八 号は二字目から書き、法文との間は一字目から書くこと。

從來

見本 1 使用船舶なし	稚うなぎ漁業許可証
	住所 ○○市○○町○○番地
	氏名 稚鰻 太郎
3 漁業種類	稚うなぎ漁業（手すくい）
2 操業区域	真直のどぶり
3 漁業時期	令和5年12月1日の日入 から 令和5年12月24日の日の出 まで 令和5年12月31日の日入 から 令和6年1月23日の日の出 まで 令和6年1月29日の日の入 から 令和6年2月21日の日の出 まで 令和6年2月23日の日の入 から 令和6年3月21日の日の出 まで 令和6年3月23日の日の入 から 令和6年3月31日の日の出 まで
4 使用する漁具及び漁法	手すくい
5 注 意	なし
6 許可の有効期間	令和6年12月4日の日の入から 令和6年3月31日の日の出まで
7 条 款	真直のどぶり
令和6年11月20日	
鹿児島県知事 塩田 康一	

印

はがきサイズの許可証

改正後

- ・電子申請により、申請者の負担を軽減
- ・トレーサビリティシステムIDカードとの併用により利便性向上（稚うなぎトレーサビリティの徹底）

稚うなぎ漁業許可証		稚うなぎ第 12-34-568 号 届出番号 0029348	
	住 所	鹿児島県南さつま市加世田ハーモニー14番地2 県営ハーモニー団地12棟103号	
	氏 名	志布志 花子	
	有効期間	令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日 まで	
漁業種類		稚うなぎ漁業（手すくい及びふる網）	
漁業時期		令和 7年 4月 1日の日の入りから令和 8年 3月31日の日の出まで 令和 7年 4月 1日の日の入りから令和 8年 3月31日の日の出まで 令和 7年 4月 1日の日の入りから令和 8年 3月31日の日の出まで 令和 7年 4月 1日の日の入りから令和 8年 3月31日の日の出まで 令和 7年 4月 1日の日の入りから令和 8年 3月31日の日の出まで	
許可年月日 令和 7年10月 1日 再交付年月日 令和 8年 1月 1日			

カードサイズの許可証(携帯性の向上)

[illegible]

スマホで許可情報が
閲覧可能



(参考)

昭和二十四年法律第二百六十七号

漁業法（抜粋）

（都道府県知事による漁業の許可）

第五十七条 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の農林水産省令は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、農林水産大臣が漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶等について制限措置を講ずる必要があると認める漁業について定めるものとする。

3 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規則は、都道府県知事が漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶等について制限措置を講ずる必要があると認める漁業について定めるものとする。

5 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

7 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令で定める漁業について、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、次に掲げる事項を定めることができる。

- 一 当該漁業について都道府県知事が許可をすることができる船舶等の数
- 二 農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶等の数
- 三 その他農林水産省令で定める事項

8 農林水産大臣は、前項の事項を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

9 都道府県知事は、第七項の規定により定められた事項に違反して第一項の許可をしてはならない。

（漁業調整に関する命令）

第百十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であつて農林水産省令若しくは規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について、農林水産省令若しくは規則で定めるところにより、農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な

農林水産省令又は規則を定めることができる。

- 一 水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止（前項の規定により漁業を営むことを禁止すること及び農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととするものを除く。）
- 二 水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止
- 三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止
- 四 漁業者の数又は資格に関する制限
- 3 前項の規定による農林水産省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。
- 4 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあつては二年以下の懲役、五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六月以下の懲役、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。
- 5 第二項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船及び漁具その他水産動植物の採捕又は養殖の用に供される物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。
- 6 農林水産大臣は、第一項及び第二項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。
- 8 都道府県知事は、第一項及び第二項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

水産資源保護法（抜粋）

（水産動植物に有害な物の遺棄の制限等に関する命令）

第四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。

一 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止

二 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止

三 水産動植物の移植に関する制限又は禁止

2 前項の規定による農林水産省令又は規則には、必要な罰則を設けることができる。

3 前項の罰則に規定することができる罰は、農林水産省令にあつては二年以下の懲役、五十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科、規則にあつては六月以下の懲役、十万円以下の罰金、拘留若しくは科料又はこれらの併科とする。

4 第一項の規定による農林水産省令又は規則には、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船、漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物及び同項第三号の水産動植物の没収並びに犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができない場合におけるその価額の追徴に関する規定を設けることができる。

5 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

7 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会を置く都道府県の管轄に属する内水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第五項第五号に規定する内水面をいう。以下同じ。）に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会）の意見を聴かなければならない。

8 農林水産大臣は、第一項第一号又は第二号に掲げる事項に関する農林水産省令又は規則であつて、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、若しくは準用される河川（以下「河川」という。）又は砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により国土交通大臣が指定した土地（以下「指定土地」という。）に係るものを定め、又は認可しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議しなければならない。

9 農林水産大臣は、第一項第一号に掲げる事項に関する農林水産省令を定め、又は規則を認可しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。